

第25号 2003年3月

発行

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市住宅局建築指導部建築調整課内
電話 (078)322-5610
企画・制作／(株)アドゲイン

建築協定だより・神戸

建築協定啓発が課題

◇ 交流会で竹の台地区を訪問

昨年10月26日(土)午前10時から建築協定地区間交流会が竹の台2丁目(たけのだい2丁目)の、たけのぼり集会所で開かれました。鵜飼建築調整課長の挨拶の後、竹の台1丁目地区の運営委員長の立場で、絹川会長から協定地区の現状と課題として、協定地区の概要、協定内容、運営及び更新の際の問題点などの説明があり、参加者との意見交換も活発に交わされました。

絹川会長の地区説明の要約は以下のとおりです。



竹の台1丁目建築協定地区

西の地区に分かれ、現在約17000世帯、53000人が暮らしています。

竹の台地区は西神ニュータウンのほぼ中央に位置し、西神中央駅から徒歩

5~15分の距離で、一戸建て住宅地区の良さを保つており、静かで落ち着きのある街並みを維持しています。1丁目から5丁目までが第1種低層住居専用地域で6丁目と2丁目・5丁目の各一部が第一種中高層住居専用地域です。

竹の台地区も開発分譲以来15年程が経過し、神戸市との売買契約書に記されている販戻し特約条項の切れる3年前ぐらいから各自治会で「建築協定」の学習会の開催、「建築協定準備委員会」の発足、住民へのアンケート調査など建築協定の締結に向けての活動が始まりました。

神戸市から住民発意型建築協定として認可されたのは次のとおりです。

- 1丁目(223区画、平成9年7月)
 - 2丁目(168区画、平成8年9月)
 - 4丁目(240区画、平成7年8月)
 - 5丁目(271区画、平成8年2月)
- また、3丁目(46団地、26区画)は、平成元年6月に人協定として認可され、その後平成11年6月に更新されました。

今後の課題として、

- (1) 新規購入者への建築協定に関する趣旨説明と啓発の努力
- (2) 自治会組織との連携
- (3) ハウスマーケター・ディベロッパー・不動産業者などへのアピール

(4) 建築協定に関する協定者の認定

識の向上に向けて、委員会からの働きかけとPR

(5) 竹の台地区連絡会の再生と情報交換の活性化



交流会会議風景

発方法などについて意見が交わされました。

昼食後、当地区の中をバスで見学して回り、戸建て住宅が整然と建ち並ぶ街並みを眺めながら、一路中央区HAT神戸内にある「人と未来防災センター」へ向い施設を見学しました。

新しく認可された地区的紹介

平成14年10月1日以降、新しく認可された地区は次の6地区(ただし、西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区は更新認可)です。これで市内の建築協定地区数は98地区となりました。

- フォレストパーク北落合地区
(須磨区北落合4丁目・19区画)
平成14年11月1日認可
- パークサイドタウン西落合地区
(須磨区西落合5丁目・15区画)
平成14年11月1日認可
- グリーンヒーリードール西神中央地区
(西区竹の台5丁目・49区画)
平成14年11月1日認可
- ヒルクオーレ須磨山の手地区
(須磨区音の台7丁目・84区画)
平成14年11月21日認可
- 西神南(十三)団地地区
(西区井吹台東町6丁目・40区画)
平成14年12月10日認可
- 西神ニュータウン・ヴェールヴィル
(西区美賀多台8丁目・56区画)
平成15年1月26日認可

制限をし続けるということについて疑問があるが、更新に合意されなかつた方も脱退できないことから、全員が協定者のまま協定を維持していくことがしやすいといえる反面、全員の合意で運営していくという建築協定の趣旨からすると、過半数の合意で長年にわたり建築についての制限をし続けるということについて疑問

者との過半数の合意があれば有効期間の延長ができるとした、「自動更新」の規定を設けておられるところもあります。こうした自動更新では、過半数の合意があれば、更新に合意されなかつた方も脱退できないことから、全員が協定者のまま協定を維持していくことがしやすいといえる反面、全員の合意で運営していくという建築協定の趣旨からすると、過半数の合意で長年にわたり建築についての制限をし続けるということについて疑問

が、協定の有効期間の延長は、建築基準法第74条の建築協定の変更に該当し、これもまた、新規の認可手続きと同様、権利者全員の合意を得て、認可手続きを行わなければなりません。



通常、建築協定の更新と規の認可手続きと同様、権利者全員の合意を得て、認可手続きを行わなければなりません。

間もなく有効期間満了を迎ますが、協定の中でも、過半数の合意があれば、さらに10年間有効期間を延長できるという更新規定を設けています。この場合の更新手続きを教えてください。

通常、建築協定の更新と規の認可手続きと同様、権利者全員の合意を得て、認可手続きを行わなければなりません。

間もなく有効期間満了を迎ますが、協定の中でも、過半数の合意があれば、さらに10年間有効期間を延長できるという更新規定を設けています。この場合の更新手続きを教えてください。



の声もあることから、最近締結された建築協定にはうたわれていません。

さて、この自動更新の手続きはどのようなにすればよいかとの質問ですが、協定期間が終了する前に、協定者の過半数の合意により期間を延長した旨、特定行政庁（市長）あて報告書を提出していただ

くことになります。その際、権利者たる協定者の過半数の合意を得て、いることを証するため、次の書類の添付が必要となります。

①権利関係一覧表及び登記事項要約書の写し（現在の協定区域内の権利関係を確認するためのもの）

②合意書（実印を押印したもの）の写し及び印鑑証明書の写し

自動更新の場合は、協定の条項上は過半数の合意で更新することができますが、皆さんの総意で運営していくという建築協定の趣旨から、できるだけ協定者全員に近い合意を得ることが望ましいことはいうまでもありません。そのため、自動更新といえども、更新の際には皆さんでよく話し合いを行い、建築協定への理解を深めていたことが大切だと思います。

本俊貴先生からまちづくりに関する制度・手法やいくつかの実例、効果的な制度併用の提案などのお話がありました。市建築協定地区連絡協議会総会終了後の講演会では、地域問題研究所の山本俊貴先生からまちづくりに関する制度・手法やいくつかの実例、効果的な制度併用の提案などのお話がありました。まちづくりの制度には、①法律によ

まちなみ・まちづくりのための制度・手法 (神戸市内で一般的に適用されているもの)				
	建築協定	地区計画	都市景観形成地域等	まちづくり協定
根拠法等	建築基準法	・都市計画法 ・建築基準法	神戸市都市景観条例	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例
概要	建築物に関する環境維持協定	地区施設と建築物等の地区ごとの一体的整備、保全に関する計画	神戸らしい都市景観を形づくっている地域の景観を守り、そこで、つくることを目的とした地域	よりよいまちづくりを推進するために、必要な事項を定める協定
決定内容	1.協定区域 2.建築物に関する事項 ・建築物の敷地（最低規模、分割、地盤高） ・建築物の位置 ・建築物の構造 ・建築物の用途 ・建築物の形態（階数、高さ、容積、建ぺい率） ・建築物の意匠 ・建築物の設備 3.有効期間 4.違反があった場合の措置	1.地区計画の方針 2.地区整備計画※必要なものを定める (1)地区施設の配置及び規模 (2)建築物等及び建築物敷地の制限に関する事項 ・建築物等の用途 ・容積率最高・最低限度 ・建ぺい率の最高限度 ・敷地面積、建築面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物等の高さの最高限度、最低限度 ・形態、意匠の制限または かき、さくの構造の制限 3.土地利用の制限に関する事項	1.協定の名称 2.協定の区域 3.目標、方針 4.協定内容（事例） ・周辺環境への配慮 ・建築物の用途の制限 ・壁面の位置の制限 ・駐車場に関する基準 ・暴力団の排除 ・露天商の禁止など	1.協定の名称 2.協定の区域 3.目標、方針 4.協定内容（事例） ・周辺環境への配慮 ・建築物の用途の制限 ・壁面の位置の制限 ・駐車場に関する基準 ・暴力団の排除 ・露天商の禁止など
設定手続	土地所有者、建築物の所有者等の全員同意 (市長が認可)	案策定時における土地所有者等関係権利者の意見を求める案を作成し、都市計画決定（市が決定）	都市景観審議会等において地元の意見を聞きながら審議した後、決定（市長が指定）	地区関係者の総意、まちづくり協議会の認定、まちづくり提案の後、決定（市長と地元が協定を締結）
担保力	違反の場合は民事裁判	計画不適合の場合は設計変更などを勧告 建築条件に定めれば計画不適合の場合 建築確認が不可	市による指導、助言（罰則規定あり）	協議（市・協議会と当事者）
チェック方針	運営委員会によるチェック	市への届出	市への届出	市への届出

まちづくり制度について

るもの、②市条例に基づくもの、③任意の取り決め、の大きく三つに大別することができます。もちろん、建築協定はその代表的なもののひとつです。

それぞれの制度には、内容・手続き・担保力などに違いがあり、いわゆる厳しいものから緩やかなものまでその特徴は多様です。

今回は、数あるまちづくり制度のうち、代表的なものについて、その概要をご紹介します。

今回のまちづくり制度には、①法律によ

わがまち 探訪

松の宮団地地区(北区鈴蘭台西町6丁目)の一部

隣接地区の協力も得て、伝統ある協定地区の維持に向けて活動中

神戸市の北、通称松の宮団地は、昭和39年に神戸電鉄(株)により開発された、閑静な住宅地。現存する建築協定地区としては最も古く、各戸の形態もそれぞれに個性を持ちながら調和し、隣接の山林と相まって、緑の多い静かな街並みを保っています。



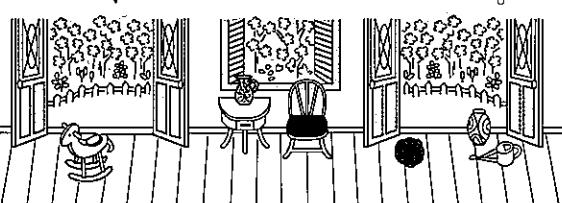
周囲の自然と家々が溶け込み、静かな佇まいをみせている

外地区の協力も得て、30年近くの間、優れた住環境を維持してきました。

運営委員長の長谷川さんは、来春に控えた認可に向け、昨春から準備を開始。「高齢化などの理由で今は更新できないのではという不安もありました」。最初に、建築協定の是非を問うアンケートを実施し、8割を超える賛成を得ましたが、問題となつたのは区画の定義でした。1区画ごとに1戸建ての専用住宅とした上で、分割不可の確認事項を加えることで明確化。さらに、隣接する協定外地区の要望で、建築物の外壁境界線を1m以上から50cm以上とした特例も検討、例外条項を加える予定のこと。

これに対する住民の不安を取り除くため、建築協定の主旨を理解していくなど、活動を行っています。「豊かな緑と犯罪トラブルのない環境を守り、多くの方の賛同を確保したいですね」。更新実現に向かって、長谷川さんは着々と準備を進めています。

昭和49年、協定地区認可、同59年、平成6年、更新を経て、平成16年春には、3回目の更新を迎えます。区内に隣接する数軒の建築物であることを事前に求め、周囲と違和感のない建築物にすることを同意。協定



ガーデン・シング?!家庭菜園?!

キッチンガーデンとは?

野菜やハーブ・果樹など、料理に利用できる植物を、生花などと一緒にバランスよく混植した庭のことをキッチンガーデンと呼びます。もともとは、ヨーロッパの菜園で、フランス・イギリスなどで発達したものですが、野菜だけを対象にした日本の家庭菜園とは趣が異なります。観賞の対象にもなる「ツのガーデンスタイル」で、野菜を収穫する喜びと、実際に食べる楽しみがあり、日本でも昨今、注目を集めています。

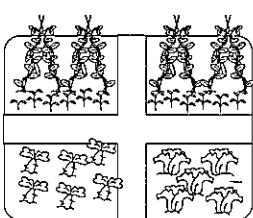
自家の庭で楽しめる一坪ガーデン

日本の住宅事情では、本格的なキッチンガーデンをつくるのは難しいですが、それでも自宅の庭に一坪ほどの空きスペースがあれば、キッチンガーデンを楽しむには十分です。キッチンガーデンのベーシックな形は、中央に十字の通路をつくり、スペースを4等分にするもの。通路を作つておくのは、日々のお手入れや、収穫をうまくするためにです。次に必要になるのは、どんな種類の野菜を植えるかです。季節を通じて旬のものが楽しめるように工夫すれば、出窓やキッチンの脇に飾るとインテリアとしても映えます。

見る・育てる・食べる「庭」。

ベランダやインドアで楽しむガーデン

お庭が十分にない家庭なら、ベランダで植木鉢やプランターを使って寄せ植えをするのもひとつの方方法です。ベランダ菜園におすすめなのは、ラディッシュ・ミニトマト・ブロッコリー・ルッコラ・パセリ・バジル・ベリー類などです。パセリやバジルといったハーブ類や、カイウレタイコンなどは、インドアでも気軽に楽しめる野菜です。例えば、使わなくなつた食器や、紙コップを容器にして、台所に飾つておくと、見た目にオシャレで、キッチンの脇に置いておくと、料理のアレンジに気軽に使って便利です。



③高さが10cmくらいになるまで育てます。

①コップやガラスの容器などの底に、根腐れ防止剤と土を入れます。

②土を水で湿らせ、種を蒔きます。

④出窓やキッチンの脇に飾るとインテリアとしても映えます。



建築協定Q&A

二段式駐車場の設置についてト

ラブルが発生した場合、どのように
に対応すればよいか。



建築協定は建築物に関する基準を定めたものであるため、トラブルになっている駐車場が建築物かどうかが問題になります。屋根と柱があるものは建築物と見なされ、建築協定に駐車場設置の禁止項目がある場合は、それに従うように要請することが出来ます。しかし、建築物に該当しない場合や、該当する場合であっても建築協定に基準がない場合は運営委員会として対応することとは困難で、主旨を理解していただくようになってはどうでしょうか。



青空駐車場は建築協定違反にならないか。

建築物でない青空駐車を建築協定で規制することはできません。迷惑を少しでも小さくしてもらいたいと思います。たとえば、騒音問題としてアイドリングストップや排気ガス対策として駐車場の周囲にコンクリートブロック等の塀や植栽帯で囲むことを要望したりしてはどうでしょうか。

シックハウス問題について

住宅やビルなどの建築物には、様々な建築材料が使用されています。これらの材料に含まれる化学物質が室内に放散され、室内環境が汚染された状態になり、頭痛やどの痛みといった体調不良や健康被害を受けることを、正式に定義されているわけではありませんが、広く一般に「シックハウス症候群」と呼んでいます。

その原因は、ホルムアルデヒドに代表される揮発性有機化合物(VOC)による室内空気汚染と考えられています。しかし、これらの物質を含む建材や内装材などは、以前から一般的に使用されてきたものであり、近年になって問題が顕在化してきた要因の一つには、住宅等の高断熱や高気密化による換気回数の減少が考えられています。

シックハウス問題は、その発生メカニズムなどに未解明の部分が多い状況ですが、現在国では関係各省庁において、法律や技術的な指針などの整備が進められています。神戸市においては、自宅の新築や改装を考えている市民を対象として、シックハウス症候群に関する建築面での専門相談窓口を開設しています。なお、専門相談は予約制となります。

専門相談窓口
神戸市すまいの安心支援センター
(通称すまいる窓口)
住所 神戸市中央区灘井通5-3-1
サンパル4階(078-321-0180)

シンフォメーション

水の恵みがある町

郡上八幡は、清流に恵まれた奥美濃の城下町として発展してきました。年間降水量は2,800mmもあり、国内の平均値の約2倍にのぼります。町の中心を流れているのは、長良川の最大の支流、吉田川。吉田川の水は、郡上八幡に住む住民の生活と密着した用水となっています。

また、夏は格好の水遊びの場になり、橋から川に飛び込む子供達の姿も見られ、また魚釣りを楽しむ人が全国からも大勢集まります。さらに吉田川の支流の小駄良川には、この土地が誇る湧水「宗祇水」があります。宗祇水は、環境庁が選定する全国名水百選として指定された水で、

水源近くには水船が置かれ、飲料水として自由に飲むことができます。さらに、町中にはボケットパークがあり、生活中に、身近に水と触れあえる環境を設けています。一方、近年、観光客が増加。

水の美しさを維持するため、住民が先頭に立つて、地域ぐるみで水の浄化に努めています。住民一人ひとりの意識で美しい自然が守られています。

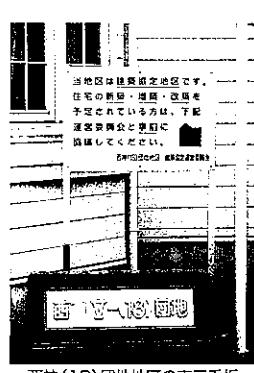


日本百景 郡上八幡岐阜県

建築協定地区の表示看板設置

当協議会の平成14年度事業として、次の2地区に建築協定地区の表示看板を設置しました。看板の設置を希望する地区の中から、協定が早く締結された順に設置しており、今回予算の関係もあり2地区となりました。

○北区 松が枝町地区
西神(18)団地



西神(18)団地地区

西神(18)団地地区の表示看板

来年度の計画や予算を審議する3月の協議会役員会は、喧々

超過。腹は減るし体もクタクタ。でも、お蔭で問題点や課題も鮮明に。協議会役員も地元に帰れば運営委員長、「よく続くな」と感心しきりですが、議論の中で垣間見た彼らのパワーは「すごしても地域を良くしたい」思いがその源泉。閉塞感漂う日本の社会ですが、地域の街づくりのレベルからその打破が始まっているように思いました。